## 長久手市消防団応援事業所設置要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、地域防災力の向上を目的として、長久手市に存在する 事業所又は店舗等(以下「事業所」という。)が長久手市消防団員(以下 「団員」という。)に対して積極的に協力又は一定のサービス等を提供し、 長久手市消防団を応援する長久手市消防団応援事業所の設置に関し必要な事 項について定めるものとする。

(登録)

第2条 消防団応援事業所に登録しようとする事業所は、長久手市消防長(以下 「消防長」という。) に、別に定める長久手市消防団応援事業所登録届(以 下「登録届」という。) を提出するものとする。

(表示証の交付)

第3条 消防長は、長久手市消防団応援事業所の登録を行ったときは、事業所に、 別に定める、ありがとう!わがまちまもる 消防団応援事業所表示証(以下 「表示証」という。)を交付するものとする。

(表示証の表示)

- 第4条 消防団応援事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。
  - (1) 表示証を交付された事業所の見やすい場所
  - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

(身分証の提示)

第5条 団員は、消防団応援事業所からサービス等の提供を受ける場合に、長久 手市消防団員証を提示しなければならない。

(応援事業所の公表)

第6条 消防長は、消防団応援事業所の名称等について、ホームページ等により 公表することができる。

(登録の取消し)

- 第7条 消防長は、消防団応援事業所が事業を廃止等したとき、又は、偽りその 他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、若しくは、その他消防団応 援事業所としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すこ とができる。
- 2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに表示証を消防長へ返還しなければならない。

(協力又はサービス等の提供の停止)

第8条 消防団応援事業所は、団員に対する協力又はサービス等を 停止することができる。この場合において、当該事業所は、消防長にその旨を連絡しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附則

この要綱は、平成24年10月10日から施行する。